

【解説③】

「体育学習・体育的活動中に
おける事故防止について」

秋田県教育庁保健体育課
学校体育・部活動チーム

内 容

- 1 事故の要因と安全指導
- 2 熱中症対策
- 3 プール施設・設備の安全管理
- 4 まとめ

内 容

- 1 事故の要因と安全指導
- 2 熱中症対策
- 3 プール施設・設備の安全管理
- 4 まとめ

【水泳授業中の死亡事故】

○事故の経緯

6月4日（火）	・ 小学校のプール濾過ポンプの故障が判明 ・ 校長が4～6年生の授業を近隣中学校のプールで行うことを提案。
5日（水）	・ 校長らが近隣中学校のプールを確認 ・ 「水深は自校プールと変わらない」と市教委に報告
6日（木）	・ 中学校での授業実施を決定 ・ 保護者に連絡
11日（火）	・ 水泳授業開始 ・ 校長は調査時よりも水深が深いことを把握
21日（金）	・ 水泳授業中に死亡した男子児童を含む3人が溺れかける事案が発生
7月5日（金）	・ 事故発生
8日（月）	・ 全ての市立学校で令和6年度の水泳授業を中止

【事故の要因Ⅰ】

安全教育

- ①自身の人為的要因
- ②他人からの人為的要因
- ③運動やスポーツの特性による要因
- ④体力・技能や発達の段階による要因

【児童生徒の安全に関する意識を高める取組】

【教職員は…】

- オリエンテーションでの指導
- 毎時間の学習における指導

【児童生徒は…】（安全に配慮しながら…）

- 危険な状況を周囲に知らせる
- 簡単な点検作業に関わる



児童生徒の（**危険予測・危険回避**）能力の育成

【事故の要因 2】

安全管理

- ①活動計画や安全対策による要因
- ②施設・設備・用具等の要因
- ③自然現象や自然環境等の要因
- ④複合的な要因

【事故の要因 2】

安全管理

防球ネット、フェンス、
ブロック塀、サッカーゴール、
バドミントンの支柱、等々

①活動計画や安全対策による要因

②施設・設備・用具等の要因

③自然現象や自然環境等の要因

④複合的な要因

猛暑、雷、雪崩、竜巻、
等々

【学校安全点検の区分と時期等】

体育施設・設備・用具	定	学期に１回以上	・児童生徒の実態に応じた指導計画・内容の検討 ・気象状況への適切な対処 ・緊急時の体制整備
	期	月に１回	・全ての体育施設・設備・用具の破損及び保管状況の確認 ・関係運動部活動顧問と連携した確認 ・必要に応じて業者への点検依頼
	臨時	体育的行事の前後、災害時など必要に応じて	・使用する体育施設・設備・用具の破損及び保管状況の確認 ・暴風雨・地震等などの自然災害時の確認 ・関係運動部活動顧問と連携した確認
	日常	体育授業及び運動部活動の活動ごと	・使用する体育施設・設備・用具の破損及び保管状況の確認 ・移動式設備・用具の固定状況の確認 ・体育設備・用具等の取扱い方に関する事前指導 ・習慣化の工夫と継続的实施

【参考】 学校安全参考資料（文部科学省）等

【事故防止対策】

- ①スポーツの事故防止に関する理解や危機管理の視点を踏まえた日常の安全管理及び指導の実施
- ②スポーツの各種目の正しい指導方法・内容・ルール、環境条件の把握、審判の方法の理解と徹底及び事故の事例・傾向等の理解
- ③健康診断結果の把握と事後措置及び関係者間の情報の共有
- ④緊急連絡及び救急体制の確立及び救急用品・AED等の整備と活用
- ⑤事前、運動中、事後の健康観察
- ⑥危機管理の徹底



事故や事件による外傷は必ず防止できる！

【水泳授業中の死亡事故】

○事故の経緯

6月4日（火）	・ 小学校のプール濾過ポンプの故障が判明 ・ 校長が4～6年生の授業を近隣中学校のプールで行うことを提案。
5日（水）	・ 校長らが近隣中学校のプールを確認 ・ 「水深は自校プールと変わらない」と市教委に報告
6日（木）	・ 中学校での授業実施を決定 ・ 保護者に連絡
11日（火）	・ 水泳授業開始 ・ 校長は調査時よりも水深が深いことを把握
21日（金）	・ 水泳授業中に死亡した男子児童を含む3人が溺れかける事案が発生
7月5日（金）	・ 事故発生
8日（月）	・ 全ての市立学校で令和6年度の水泳授業を中止

内 容

- 1 事故の要因と安全指導
- 2 熱中症対策**
- 3 プール施設・設備の安全管理
- 4 まとめ

R 6 校種別における熱中症発生状況【秋田県】

令和7年3月31日時点

	各教科等		特別活動 ※除学校行事	学校行事	課外指導			休憩時間	通学中	合計
	体育	その他			体育的部活動	文化的部活動	その他			
小学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
中学校	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	7 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	8 (18)
高等学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	5 (16)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (18)

単位：件 ※()内は令和5年度

【独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ】

【熱中症について】

○発生環境

従来：高温環境下での労働や運動活動で発生

近年：気候変動等の影響により、一般環境における熱ストレスが増大（過酷な暑熱環境）

死亡リスク高！

○体温調節機能

幼児・児童 → 未発達

熱中症リスク高！

○基本的な対策

- ・ 熱中症についての正しい知識を持って予防を心掛ける
- ・ 熱中症に対して適切な処置を行うことができる

【熱中症の防止】

○各種活動に関する判断

暑さ指数を活用

暑熱環境における各種活動の中止を想定

- 判断基準、判断者を具体的に定めておく
- 教職員間で共通認識しておく

○児童生徒に対する対策のポイント

- ①顔色や汗のかき方を十分に観察する
- ②適切な飲水行動を学習させる
- ③日頃から暑さに慣れさせる

教職員の声掛け



児童生徒の
適切な行動

暑さ指数（WBGT）の活用

表1-1 暑さ指数(WBGT)に応じた注意事項等

暑さ指数 (WBGT)による 基準域	注意すべき生活 活動の目安※1	日常生活における 注意事項※1	熱中症予防運動指針※2
危険 31以上	すべての生活 活動でおこる 危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
厳重警戒 28以上 31未満		外出時は炎天下を避け室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
警戒 25以上 28未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
注意 25未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

※1 日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3.1」(2021)

※2 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)

学校屋外プールにおける熱中症対策



【構成】

1. はじめに
2. 学校の管理下におけるプールでの熱中症発生の実態及び事例（小・中学校）
 - （1）年度別
 - （2）状況別
 - （3）場合別
 - （4）事例
3. 熱中症予防のための留意点
 - （1）水中での活動の留意点
 - （2）プールサイドでの活動（見学・監視を含む）の留意点
4. プールでの熱中症を発生させないために
 - （1）施設等による対策
 - （2）事前指導による対策
 - （3）更衣室等の対策
5. あとがき

内 容

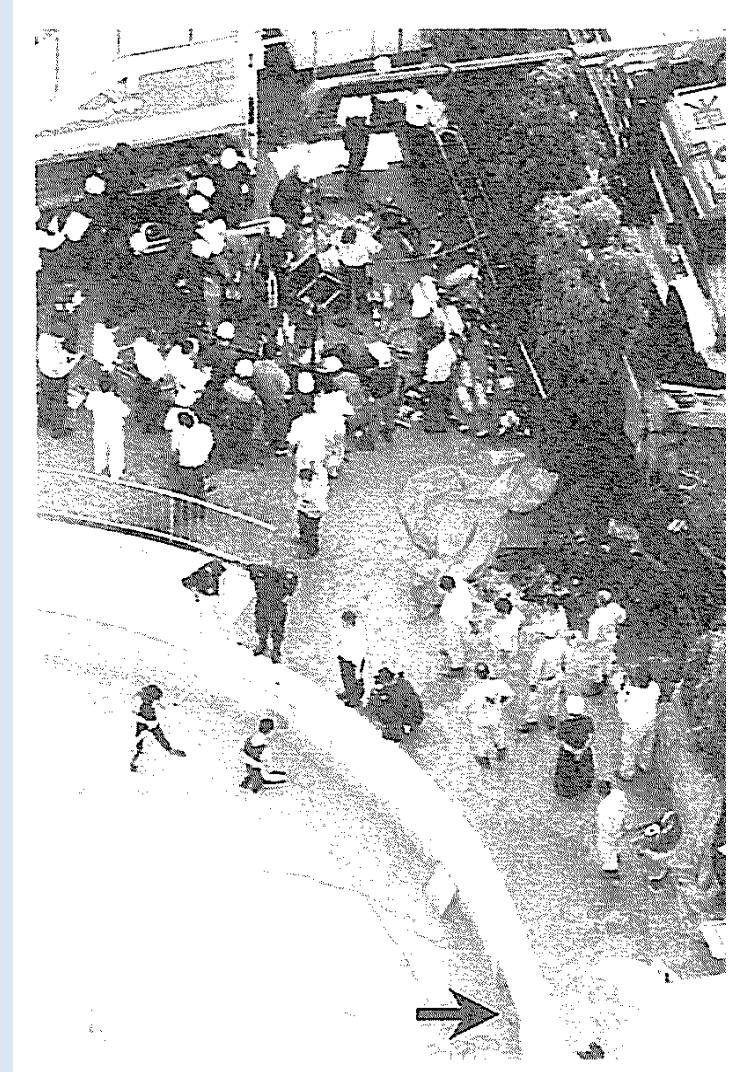
- 1 事故の要因と安全指導
- 2 熱中症対策
- 3 プール施設・設備の安全管理
- 4 まとめ

【安全管理講習会】

埼玉県ふじみ野市
大井プールでの
死亡事故

【平成18年7月31日発生】

平成19年4月2日文部科学省スポーツ・青少年局長決定による『**スポーツ施設等安全管理講習会実施要綱**』の趣旨に基づき、平成19年5月17日に**秋田県水泳プール安全管理講習会**を実施。



【資料の活用】

プールの安全標準指針

第2章 プールの安全利用のための
施設基準

第3章 事故を未然に防ぐ安全管理

平成19年3月

文 部 科 学 省
国 土 交 通 省

https://www.mext.go.jp/sports/content/1306538_01_1.pdf

3 プール施設・設備の安全管理

学校における 水泳プールの 保健衛生管理

平成28年度改訂

公益財団法人 日本学校保健会

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/202>



【プールの安全利用のための施設基準】

※排（環）水口について

吸い込み事故を未然に防止するため、排（環）水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置するなど、

二重構造の安全対策を施すことが必要である。

【事故を未然に防ぐ安全管理】

○ プール使用期間前の点検と日常の点検について、**点検チェックシート**を用いて点検・整備を確実に行うこと。

- ・ 排（環）水口蓋の固定
- ・ 固定しているネジ、ボルトのゆるみ等
- ・ 吸い込み防止金具の腐食等
- ・ 管理日誌の活用（**3年以上保管**）

【事故を未然に防ぐ安全管理】

○ プール使用期間前の点検と日常の点検について、**点検チェックシート**を用

目視・触診・打診

専門家の点検

- ・ 排（環）水口蓋の固定
- ・ 固定しているネジ、ボルトのゆるみ等
- ・ 吸い込み防止金具の腐食等
- ・ 管理日誌の活用（**3年以上保管**）

【緊急時の対応】

- ・ 緊急時対応の内容及び連絡体制を整備する。
- ・ 排（環）水口の異常が発見された場合は、
循環または起流ポンプを停止することが必要である。
- ・ 訓練の実施とともに、緊急時の初動心得の
掲示、始業時に行うミーティングにおける
確認等を徹底する。

【点検結果の掲示】

プールを安全に管理するためには、排（環）水口的位置等危険箇所の表示、プール利用に際しての注意・禁止事項、毎日の点検結果等を、利用者の見やすい場所に見やすい大きさで掲示することが望ましい。

児童生徒に事前指導と周知を！

【事故防止の心得について】

2 内容の取扱い

- (6) 第2の内容の「D水遊び」及び「D水泳運動」の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること。

小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 体育編 PI67

内容の取扱い

- エ 「D水泳」の(1)の運動については、第1学年及び第2学年においては、～中略～なお、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを取り扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。

中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 保健体育編 PI18

2 水泳指導

3 プール施設・設備の安全管理

(1) 実施状況

地区	校種	小学校	中学校	高校	
				全日制	定時制
鹿角市・鹿角郡		7 100%	5 100%	5 10.2%	0 0%
大館市・北秋田市・北秋田郡		25 100%	14 100%		
能代市・山本郡		15 100%	10 90.9%		
男鹿市・潟上市・南秋田郡		16 100%	9 100%		
秋田 市		42 100%	22 100%		
由利本荘市・にかほ市		17 100%	13 100%		
大仙市・仙北市・仙北郡		29 100%	15 93.8%		
横 手 市		14 100%	7 100%		
湯沢市・雄勝郡		11 100%	7 87.5%		
計		176 100%	102 97.1%		

実施方法	小学校		中学校	
実技（心得含む）実施	150	85.2%	45	42.9%
実技のみ実施	26	14.8%	8	7.6%
心得のみ実施	0	0%	49	46.7%
未 実 施	0	0%	3	2.9%

水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。また、中学校では、保健分野の応急手当との関連を図ることと学習指導要領解説に示されている。

「秋田県の学校体育・健康教育資料集第67号」（秋田県教育委員会）

内 容

- 1 事故の要因と安全指導
- 2 熱中症対策
- 3 プール施設・設備の安全管理
- 4 まとめ

【事故が繰り返される要因】

「無○」

「無○」

【確認・徹底事項】

① 未然防止のための手立て

② 事故発生時の対応

③ 事後措置

令和7年度秋田県小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会

ご清聴ありがとうございました。

秋田県教育庁保健体育課
学校体育・部活動チーム